⑹　配置予定の技術者等

①　次に掲げる基準を満たす現場代理人、専任で配置する主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工事を含む。）とする。

ア．現場代理人、主任（監理）技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術提案資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

イ．技術提案資料の提出時に主任（監理）技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ウ．主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

エ．主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。

求める経験

ＰＣ橋を新設した工事（橋梁の形式を問わない。）または橋梁床版の取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）

なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する者を現場代理人として配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき１件とする。（特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

オ．複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼動している期間工場に配置するものとし、架設工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動している期間現場に配置するものとする。

②　設計管理技術者及び照査技術者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、次のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ア．技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者又はこれと同等の能力を有する技術者

イ．技術士［総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者

ウ．ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者

エ．土木学会認定土木技術士（鋼・コンクリート分野に係る特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者（コースＡ））

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）は、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。技術提案資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術提案資料を提出できるが、この場合、技術提案資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　当該工種について、中日本高速道路株式会社での令和３・４年度における各年度の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

⑽　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて技術提案資料を提出していただくとともに、当社の指定日までに入札書（技術提案で施工する場合の入札書と標準案で施工する場合の入札書の両方）を提出していただいた後、技術提案資料に係る技術提案のプレゼンテーションを実施して、技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書を開札して、技術評価点と入札者の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする方式である。

⑵　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案資料の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、出席可能者は競争参加者に属する企業の社員とし、工事の配置予定技術者が必ず出席すること。詳細は入札説明書による。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とすることがある。

⑷　技術提案評価項目　技術提案の評価項目は以下のとおりとし、⑸に記載の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価する。

①　プレキャストＰＣ床版とＰＣＩ桁との接合構造について、設計図書に示す標準案から変更を想定している構造とその構造の施工実績や性能確認結果

②　半断面施工で行う床版取替工事で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための実施体制と期待できる効果

③　供用中の橋梁上の狭隘な施工ヤード内で行う床版取替作業や資機材の搬出入時に想定される事故のリスクと、リスクを低減する方策と期待できる効果

④　ＰＣ連続Ｉ桁の床版撤去における安全を確保する方策と期待できる効果

⑤　床版取替後の橋面の平坦性を確保する方策と期待できる効果